

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 一
 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出 納 管 理 課) 一

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 委 員 会) 二

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則 (同) 三

号 外 (二) 平 成 二 十 九 年 九 月 二 十 九 日

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表地域スポーツ課の項中「大会推進係」の下に「交流促進係」を加える。

第十条第一項の表畜産課の項中「畜産基盤係」の下に「肉用牛係、飛騨牛銘柄推進係」を加える。

第二十六条第一項の表畜産課の部畜産指導監の項の前に次のように加える。

飛騨牛銘柄推進監	一人	上司の命を受け、飛騨牛の振興その他特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----	----------------------------------

第二十六条第二項中「在宅医療福祉推進監」及び「土産物開発監」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中、「地域産業課」を削り、同表地域産業課の項を削る。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「花き振興企画監」を「花き振興企画監 飛騨牛銘柄推進監」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「花き振興企画監」の下に、「飛騨牛銘柄推進監」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「花き振興企画監」の下に、「飛騨牛銘柄推進監」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十九号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中「**花**」を「**花**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社